

遊佐 美由紀議員 一般質問回答要旨

問1 年金問題について
 以下2点について知事の所見を伺いたい。
 (1) 社会保険庁が管理する年金保険料納付記録のうち、誰が支払ったのか特定できない記録が約5千万件あることが判明した。「だぶり・漏れ・消える」のずさんな年金管理を正し、信頼できる年金制度を確立するため早急な取組が求められているが、年金問題についてどうか。

[答]

遊佐美由紀議員の一般質問にお答えいたします。

大綱4点ございました。

はじめに大綱1点目、年金問題についての御質問にお答えいたします。

まず、年金問題に対する見解についてはどうかのお尋ねにお答えいたします。

年金制度は、国民の老後の生活を支える社会保障の大きな柱であり、その安定的な運営には、国民の信頼が不可欠であります。

このたびの年金記録不備の問題は、制度に

遊佐 美由紀議員 一般質問回答要旨

問1-(2)
 本県では、社会保険事務所や臨時相談窓口相談に訪れる人が毎日千人を超えている。県民の年金への不安に応えるため県庁に相談窓口を設置してはどうか。

[答]

次に、県庁に年金相談の窓口を設置してはどうかの御質問にお答えいたします。

年金相談の内容の中心は、年金加入期間が適正に記録されているかということと伺っておりますが、そのデータを保有していない県が相談窓口を設けても、責任ある対応ができないものと考えております。

なお、既存の県民相談窓口等に相談があった場合は、国の相談窓口を紹介するなど、適切に対応してまいります。

対する国民の信頼を根幹から揺るがすものであり、国の責任において迅速かつ適切に対応していただきたいと思いますと考えております。

保健福祉部
総務

遊佐 美由紀議員 一般質問回答要旨

問2 医師不足対策について
 以下6点について知事の所見を伺いたい。
 (1) 日本の人口当たりの医師数はOECD各国の中で最低であるが、本県では、平成16年の病院の充足状況は、非常勤医師を常勤換算しても68.0%である。2次医療圏別では、最も高い仙台と最も低い登米や気仙沼で6倍の格差があり、雄登・登米・気仙沼の各医療圏の自治体病院では医師が充足する病院が一つもない。このような医師不足の実態についてどうか。また、ドクターバンク制度等の実施による医師不足の改善状況はどうか。

[答]

次に、大綱2点目、医師不足対策についての御質問にお答えいたします。

初めに、医師不足の実態と改善状況についてお答えいたします。

本県では、医師の全般的な不足とともに、地域及び診療科による偏りが顕著であり、医師不足が深刻な状態であります。

県民の皆様や各市町村長からも医師確保のための支援を強く求められており、その重要性を痛感し、喫緊の課題であると認識

遊佐 美由紀議員 一般質問回答要旨

しております。

このようなことから、県といたしましては、医師確保対策を重要な課題と位置付けドクターバンク事業等の各種事業に取り組んでおります。

その結果、地域の医師確保に一定の成果を上げているものの、医師養成段階から医師確保までには、ある程度の期間を要することから、直ちに医師不足を解消するには至っていない状況であります。

今後とも引き続き、これらの取組を推進するとともに、国の医師確保対策の動向も踏まえながら、一層の努力をして参りたいと考えております。

問2-(2)

医師不足対策には、医師にとり魅力ある地域を構築するなどの方策が必要で、東北大学では「マグネットホスピタル」の配置とともに、大学、県、県内の病院群の3者の協力の下での医師育成機構として「宮城県地域医療開発推進機構」の設置を提案している。既に千葉県では、「千葉医師研修支援ネットワーク」が始まる予定だが、本県でも、大学と地域の病院が一体となった医師育成機構を設けるための協議会などを設置してはどうか。

[答]

次に、医師育成機構の構築についての御質問にお答えいたします。

地域医療を維持する上で、その担い手となる医師の確保を含めた体制づくりが重要であると考えております。

県が東北大学に設けた寄附講座では、地域医療の構築に関する研究が行われ、医師確保についても様々な構想が取り上げられております。しかし、まだ、研究段階でもございまして、また、具体化のためには、なお詳細な研究・検討が必要であると認識しており

保健福祉部長
彦野

遊佐 美由紀議員 一般質問回答要旨

ます。
御提案の「医師育成機構」につきましては、本県において、具体的にどのようなものが必要であり、また、可能なのか、さらには、千葉県で実施される予定の後期研修医の派遣システムの内容などについても、大学や医師会、病院の関係者と協議してみなければならないと思います。

問2-(3)

将来的に女性医師割合の増加が見込まれる中、医師不足対策として女性医師の労働環境の整備が急務だ。院内保育所での病時・24時間保育や育児ヘルパーの派遣等の子育て支援、出産・育児休業から復帰するための最新医療技術の研修システム、また、育児休暇のための補充医師の確保等、様々な仕組みを検討してはどうか。また、女性医師の会、医師会との協力の下、女性医師の実態を把握する必要があると思うがどうか。

[答]

次に、女性医師への支援についての御質問にお答えいたします。

今後、地域の医療を確保していくためには、女性医師が出産や育児といった過程も含めて継続して働くことができる環境の整備が極めて重要であると考えております。

県といたしましても、「院内保育事業運営費補助事業」などにより女性医師も含めて子どもを持つ医療従事者が継続して就業しやすい環境づくりを進めてまいりました。

今後、国の女性医師への支援対策の動向

保健福祉部長
鈴木

遊佐 美由紀議員 一般質問回答要旨

等も踏まえ、県医師会や県女医会等関係団体からの御意見を伺いながら、県としてどのような支援ができるか検討してまいります。
たいへん考えたり

問2-(4)

昨年11月議会で、助産師の活用や助産所との連携について、産科の医師不足が深刻な中では、助産師の一層の機能発揮が必要で、今後、具体策を検討する旨の答弁があった。昨年の医療法改正により、助産所は嘱託を受ける病院がなければ業務停止となることから、早急な体制づくりが求められているが、その後の後対状況はどうか。

[答]

次に、助産師の活用や助産所との連携についての御質問にお答えします。

産科医師不足への有効な対策として、助産師の一層の機能発揮が必要と考えており、そのための対策を現在検討しているところであります。

また、議員御指摘の助産所の嘱託医等の確保については、県といたしましても、安全で安心なお産を行うために、非常に重要なことと認識しており、宮城県産婦人科医学会等に一層の協力をお願いしてまいります。
たいへん考えたり

保健福祉部長
鈴木

遊佐 美由紀 議員 一般質問回答要旨

遊佐 美由紀議員 一般質問回答要旨

問2-(5)

休日や夜間に診察する小児科がないため、休日・夜間急患センターに小児患者が押し寄せており、また、小児救急の電話相談事業も平成18年度は前年と比べ3倍の相談がある。子ども休日夜間安心コール事業については、休日のみならず平日の夜間も対応するよう求めるがどうか。

[答]

次に、子ども休日夜間安心コール事業の平日夜間への対応についての御質問にお答えいたします。

子ども休日夜間安心コール事業は、県医師会に委託し病院や診療所の受診が特に難しい、土日・祝日の午後7時から11時まで、実施しているところであります。

この相談時間を平日夜間にも拡大することの必要性は十分に認識しています。しかし医師や看護師の相談スタッフを確保できるかどうかという課題もあります。今後、県医師会と相談してまいりたいと考えております。

問2-(6)・前段

医師不足などの要因により、市町村の自治体病院の経営が悪化し、黒積赤字が各自治体の財政をも圧迫しかねない状況だ。そうした中、多数の医師が辞める事象となっている公立刈田総合病院に対する医師確保の支援等、県の対応策はどうか。また、県内の自治体病院の経営状況(黒積赤字)をどう把握し、支援していくのか。

[答]

次に、公立刈田総合病院についての御質問にお答えいたします。

医師4人が一斉に退職なさるとの問題ですが、これは、地域医療体制の確保の観点から深刻に受け止めております。

当面は非常勤医師で対応する準備を整えていると伺っておりますが、現時点では後任の常勤医の確保が困難であるということも伺っております。

県といたしましては、病院とも協議しながら、可能な限りの範囲で支援をしてまいりたいと考えております。

遊佐 美由紀議員 一般質問回答要旨

2-(6) (後段)

医師不足などの要因により、市町村の自治体病院の経営が悪化し、累積赤字が各自治体の財政をも圧迫しかねない状況だ。そうした中、多数の医師が辞める事態となっている公立刈田総合病院に対する医師確保の支援等、県の対応策はどうか。また、県内の自治体病院の経営状況（累積赤字）をどう把握し、支援していくのか。

[答]

次に自治体病院の経営状況の把握と支援策についての御質問にお答えいたします。

県内には平成17年度決算ベースで、市町村（仙台市を含む。）及び一部事務組合が経営する病院は31あります。

これらの病院を対象に毎年度決算状況の調査を行い、経営状況の把握に努めておりますが、これによれば平成17年度決算では、累積欠損金は27病院で約501億円、前年度と比較し2.2%増加しております。また、資金不足を示す不良債務についてみると5病

院で約53億円、前年度と比較して5.1%減少しております。自治体病院の安定的な経営のためにはこの不良債務の解消が優先的に取り組むべき課題であると認識しております。

このように自治体病院は厳しい経営状況に直面しておりますので、自治体病院に対しては、その果たすべき役割を明確にし、地域の民間病院や診療所などとの機能分担や連携について十分考慮した経営を行うよう助言するとともに、国の経営アドバイザー派遣事業の活用や、民間的経営手法の導入などを内容とする病院経営の健全化計画の策定により経営の安定性、透明性を確保するよう助言しているところであります。

保健福祉部長 及び

遊佐 美由紀議員 一般質問回答要旨

問3 コムスの不正請求と撤退の対応策について

以下4点について知事の所見を伺いたい。

- (1) 6月12日に所属会派は、コムスの不正に伴うスムーズな事業の受け皿づくりなど3点の申し入れを行ったが、何故、県はこれまでコムスの不正受給を把握できなかったのか。また、コムスの県内事業所数等が当初公表から訂正されたことや、一昨年の介護保険施設等に対する指導及び監査が、訪問介護事業所だけを見ると421箇所中134箇所のみ状況からすると、県の管理体制、調査は十分だったのかと思うがどうか。

[答]

次に、大綱3点目、コムスの不正請求等についての御質問にお答えします。

初めに、事業者に対する県の管理体制についてのお尋ねにお答えいたします。

現在、我が県では、本庁と各保健福祉事務所の職員23名により、介護保険事業者・施設に対する指導・監督を行っております。

指導・監督の内容としては、毎年、全事業者を対象とした集団指導により制度の周知を

図るほか、居宅サービス事業所については、おおむね3年に1度、実地指導を行ってきております。この実地指導においては、介護報酬の適正請求の観点よりは、むしろ、人員や設備、運営に関する基準等の遵守状況を重点的に確認してきたといっております。

今般、国において、指導監督の在り方について見直しが行われたことに伴い、県といたしましても、サービスの質の確保はもとより、不正請求の防止について重点的に実地指導を行うこととしております。

平成19年6月定例県議会

遊佐 美由紀議員 一般質問回答要旨

問3- (2)

コムスンの指定介護サービス事業所の廃止処分逃れは、会長等も認めている。一方、介護報酬の不正請求等は「故意ではなかった」と主張し、本社の関与を否定しているが、不正が疑われるケースが19都道府県に上り組織ぐるみとの疑念も浮上している。県の調査を踏まえ、介護報酬を不正請求したコムスンの処分をどう判断するのか。また、その根拠はどうか。さらに、他の事業所も不正の可能性があるため実態調査をすべきと思うがどうか。

[答]

コムスンの処分をどう判断するのかとのお尋ねであります。

介護報酬の算定に誤りが判明した場合には、その誤りが解釈の間違いや認識不足に起因している場合は、事業者育成の観点から、いわゆる行政処分ではなく、正当な介護報酬の請求について指導するとともに、誤った請求額を保険者である市町村に返還するよう指

導しているところです。

コムスンの訪問介護事業所に対して、今年1月に実施した調査の結果では、意図的な不正請求ではなく、認識不足による誤った請求であるという判断^をしたため、過誤請求額の返還を指導したところです。

また、指定時の虚偽申請の有無について、現在、県内に複数の事業所を有する訪問介護事業者に対し監査を実施しているところであり、今後、疑義がある事業所への立入検査の実施等により、実態把握の上、対応を検討して参りたいと考えております。

次に、事業所への実態調査の実施についてお答えいたします。

現在、実施中の監査のほかに、介護報酬請求の確認等のため、訪問介護事業所を優先的に選定しながら、今後、実地^の指導をして参りたいと考えています。

平成19年6月定例県議会

遊佐 美由紀議員 一般質問回答要旨

問3- (3)

コムスンへの返還請求の総額と時期はどうか。

[答]

次に、コムスンへの返還請求額と時期についての御質問にお答えします。

コムスンによる、保険者である市町村への返還額は、総額約3,180万円になります。このうち、仙台市への返還額約1,900万円は既に確定していると聞いております。仙台市以外の市町村返還分約1,280万円と利用者負担分約120万円、合計約1,400万円については、今後、各市町村とコムスンが協議を進め、内容の確定、返還時期の決定をしていく^{まで}こととなります。

なお、返還の時期については、コムスンか

ら、早期に対応したいとの申し出もあり、速やかに返還^がされるものと考えています。

平成19年6月定例県議会

遊佐 美由紀議員 一般質問回答要旨

問3-(4)

6月12日に申し入れた3点のうち、コムスの撤退による訪問介護サービス過疎地域における介護サービスの受け皿確保についてどうか。また、このような不正の再発防止策の取組はどうか。

[答]

次に、コムスの撤退に伴う受け皿の確保についてお答えします。

現在、コムスにおいては、サービスの継続を図るため、平成20年4月以降の介護サービスについて、一括譲渡を前提に譲渡先を選定する方針と聞いております。コムス撤退後のサービスの受け皿については、この状況を見極める必要があるものと考えております。

また、現在、利用者ごとのサービス提供状況や、何か支障が出ているかどうか等の調査

を行っておりますので、その結果を踏まえて、サービスがスムーズに確保されるよう、保険者である市町村と対応策を協議して参ります。

なお、県内各市町村では、コムス以外の訪問介護事業所が複数展開していることから、撤退後の代替サービスの確保は可能ではないかと考えています。

次に、再発防止策についてお答えします。

今回の事案に鑑み、今月から全事業所に対して実施している集団指導において、法令の遵守と適正な報酬請求について強く指導しているところありまです。また、今後の実地指導においても不正請求の防止等について重点的に指導を行うこととしており、再発防止に努力して参ります。

教育長答弁

平成19年6月定例県議会

遊佐 美由紀議員 一般質問回答要旨

問4 「宮城県障害児教育将来構想」共に学ぶ教育事業について

以下4点について知事及び教育長の所見を伺いたい。

- (1) 養護学校で、障害のある生徒の人権をないがしろにする問題が起こっていると聞くが、現在、専門的に調査する機関がない。イギリスなどでは教育オンブズマン制度が盛っており、県でも導入を検討すべきだが、人権侵害にどう対応するのか。また、宮城県男女共同参画推進条例に依り、障害のある方への人権侵害や福祉サービスに関する苦情を救済する制度として人権調査委員会を設置し、調査や勧告を行う専門部会を設置してはどうか。

[答]

大綱4点目、「宮城県障害児教育将来構想」共に学ぶ教育事業についての御質問にお答えいたします。

初めに、特別支援学校での人権侵害と救済制度についてのお尋ねにお答えいたします。

学校における児童生徒への人権侵害は、あってはならないことであり、県教育委員会といたしましては厳格に対応してまいりたいと考えております。

救済制度については、議員御指摘の「男女共

遊佐美由紀議員 4-(1)

同参画相談員」と類似機能を持つものとして、「特別支援学校相談員制度」がございます。

この制度は、特別支援学校の指導等に対する保護者の苦情・要望等の処理を円滑に行うためのものです。相談は、保護者からの申込みにより随時実施ございましており、現在、相談員は、大学教授や福祉施設の施設長にお願いしております。相談員は、保護者からの苦情・要望等を聴取し、内容に応じて、教育委員会を通じ、学校に改善を求めることになっております。

県教育委員会といたしましては、この制度活用により人権侵害等の問題解決に当たってまいりたいと考えております。

なお、御提案がございました人権調査委員会の設置につきましては、今後の課題として研究してまいりたいと考えております。

遊佐 美由紀議員 一般質問回答要旨

問4-(2) 共に学ぶ教育事業の継続について

イ 国は学校教育法の改正により、今年4月から小中学校等に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童生徒等に対して「特別支援教育支援員」を配置できることとし、地方財政措置が認められた。本県は全国に先駆け共に学ぶ事業を発信してきたが、この制度の活用も含め先進県としての姿勢はどうか。

[答]

次に、大綱4点目、「宮城県障害児教育将来構想」共に学ぶ教育事業についての御質問にお答えいたします。

初めに、特別支援教育支援員制度の活用についてのお尋ねにお答えいたします。

議員御指摘のとおり、この4月の学校教育法の改正において、小中学校等に在籍する教育上特別の支援を必要とする障害のある児童生徒等に対して、適切な指導及び必要な支援を行うことが明確に位置付けられました。

これを踏まえ、各市町村教育委員会において「特別支援教育支援員」の計画的配置が可

能となったことについては高く評価しております。

宮城県といたしましては、今後とも、特別支援教育支援員の配置充実について、積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

教育長答弁

平成19年6月定例県議会

遊佐 美由紀議員 一般質問回答要旨

問4-(2)-ロ

共に学ぶ「学習システム整備モデル事業」が平成19年度で終了するが、19校のモデル校からも継続を求める要望が出ている。インクルーシブ教育の流れの中、モデル校での事業継続を求めるがどうか。

[答]

次に、モデル校での事業継続についての御質問にお答えいたします。

学習システム整備モデル事業については、今年度、最終年度を迎えますが、各モデル校においては、障害のある児童生徒への理解が進み、それらの児童生徒を指導するための校内支援体制が整うなどの成果が得られております。

今後は、モデル校に配置された教員が、これまでの取組に加え、校内のLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)等も含めた

遊佐美由紀議員4-(2)-ロ

特別な教育的支援の必要な児童生徒の指導を行うなど、事業内容を機能的に発展できるよう工夫してまいりたいと考えております。

遊佐 美由紀議員 一般質問回答要旨

遊佐 美由紀議員 一般質問回答要旨

問4-(3)

障害のある子供が普通学級と特別支援学校(養護学校)のどちらに進むかを実質的に振り分けている就学指導委員会について、埼玉県東松山市では廃止を打ち出した。「宮城県障害児教育将来構想」の障害の有無によらず全ての子供が小・中学校で共に学ぶ教育を保護者の希望を尊重し展開するという基本理念を活かすためにも、就学指導委員会のあり方を検討すべき時期に来ていると思うがどうか。

問4-(3)

障害のある子供が普通学級と特別支援学校(養護学校)のどちらに進むかを実質的に振り分けている就学指導委員会について、埼玉県東松山市では廃止を打ち出した。「宮城県障害児教育将来構想」の障害の有無によらず全ての子供が小・中学校で共に学ぶ教育を保護者の希望を尊重し展開するという基本理念を活かすためにも、就学指導委員会のあり方を検討すべき時期に来ていると思うがどうか。

[答]

[答]

次に、就学指導委員会についての御質問にお答えいたします。

次に、就学指導委員会のあり方についての御質問にお答えいたします。

障害のある児童生徒の教育については、児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応した適切な指導及び必要な支援が行われることが重要であると考えております。

障害のある児童生徒の就学指導については、今年4月に施行されました改正学校教育法施行令第18条の2におきまして、障害のある児童の就学先の決定に際する保護者の意見聴取の義務付けが新たに規定されました。

このため、障害のある児童生徒の就学に当たっては、保護者の意見を尊重し、医学、教育学、心理学等の専門家の意見を踏まえた適切な就学指導が大切であると考えております。

宮城県の就学指導委員会としましては、これまで、保護者の意見を必ず聴取し、併せて医学、教育学、心理学等の観点から総合的

私からは、以上でございます。

遊佐 美由紀議員 4-(3)

に判断した適切な就学指導を行っております。

遊佐 美由紀議員 一般質問回答要旨

今後とも、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応した適切な指導及び必要な支援を行うために、適切な就学指導に努めてまいりたいと考えております。

問4-(4)

共に学ぶ教育事業では小中学校を対象としており、障害がある子の学校選択について、高校入学の選択枠についてもこれまで求めてきた。大阪府では、障害者に配慮した入学試験をすべきとの考えから、高校における知的障害がある生徒の教育環境整備方針に関連する入学選抜方針案を策定している。ノーマライゼーションを理念とする本県でも導入すべきと思うがどうか。

[答]

次に、障害のある生徒に配慮した入学試験についての御質問にお答えいたします。

障害のある生徒に対する高校教育については、その生徒の将来の自立の在り方を見据えた教育をどのように行うべきかといった観点から幅広く検討されるべきであると考えております。

宮城県における公立高校入試においては、現在、障害のある生徒も受検可能となるよう別室での実施、人的な補助、時間の延長、

拡大鏡の持込みといった配慮を行っております。平成19年度入試では、配慮申請のあった受検者のうち、36人が27校に合格しております。

今後とも、障害のある生徒が安心して受検できるよう配慮を講じてまいりたいと考えております。

議員からお話しのありました大阪府の方式を我が県で導入することについては、生徒の将来の自立の在り方を考えた場合、どのような教育環境を整えるべきか、選抜を受ける生徒とのバランスをどのように整理すべきか等様々な見方があることから、今後、慎重に検討しなければならない課題であると考えております。